

介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟施設サービス運営規程

第1条（運営規程設置の主旨）

医療法人八女発心会が開設する介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟 短期入所療養介護（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 1 ユニット型短期入所療養介護事業（「当施設」という。）

第2条（施設の目的）

- 1 当施設は、居宅要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、舞風台において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、及び利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 当施設では、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス及び短期入所療養介護（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない
- 2 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療及び日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 3 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の所在地等は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|---------------------|-------|--------------|
| 1 施設名 | 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟 | | |
| 2 開設年月日 | 平成 28 年 2 月 1 日 | | |
| 3 所在地 | 福岡県八女郡広川町大字水原1498番地 | | |
| 4 電話番号 | 0943-32-0333 | FAX番号 | 0943-32-1451 |
| 5 管理者 | 池之上 公 | | |
| 6 介護保険事業所番号 | 4053580090 | | |

第5条（従業者の職種、員数）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1 管理者（医師） | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 2 看護職員 | 5人以上 |
| 3 薬剤師 | 1人以上（姫野病院兼務） |
| 4 介護職員 | 13人以上 |
| 5 支援相談員 | 1人以上（介護老人保健施設 共通） |
| 6 介護支援専門員 | 1人以上（介護老人保健施設 共通） |
| 7 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ・訪問リハ 共通） |
| 8 歯科衛生士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 9 管理栄養士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 10 調理師（調理師補助員） | 適当数（介護老人保健施設・通所リハ・サ高住・通所介護 共通） |
| 11 事務職員 | 適当数（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |

第6条（従業者の職務内容）（重要事項説明書による）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 2 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- 3 薬剤師は、利用者及び施設内における薬剤の管理を行う。
- 4 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 5 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 6 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の手続きを行う。
- 7 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に指導を行う。
- 8 歯科衛生士は、口腔疾患の予防・衛生指導の歯科予防処置を行う。歯科診療補助・歯科保健指導。
- 9 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う
- 10 調理師は、献立を基に安全で安心な食事を提供する。
- 11 事務職員は、庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う。

第7条（入所定員）

当施設の入所定員（施設及び短期入所の利用定員）は、54名とする。

第8条（施設サービス等の内容）

- 1 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。
- 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）の人員体制とする。
- 3 リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

第9条（利用者負担の額）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 利用料として、入所者が選定する特別な食事の費用、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、室料、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

第10条（施設の利用に当たっての留意事項）

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- 1 面会は午前9時から午後7時までとします。
- 2 外出・外泊は、事前に届け出をして下さい。
- 3 飲酒は原則としてお断りいたします。禁煙は、指定の場所で行います。
- 4 火気の取扱は、原則としてお断りいたします。
- 5 設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- 6 所持品・備品の持ち込みは、品物によって制限させていただく場合があります。
- 7 貴重品の持ち込みは、原則としてお断りいたします。
- 8 外泊時等の施設外での受診は、事前にご連絡下さい。
- 9 宗教活動は、お断りいたします。
- 10 ペットの持ち込みはお断りいたします。
- 11 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- 12 他利用者への迷惑行為は禁止します。

第11条（非常災害対策）

- 1 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者には、事業所事務長を充てる。
- 3 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備点検は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・非難 …………… 年2回以上
（内1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 …………… 年1回以上
（感染症・災害が発生した場合 等）
 - ③ 非常災害用設備の徹底 …………… 随時
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第12条（相談・苦情対応）

- 1 当施設は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、足達 夕紀（支援相談員）、津福 和正（支援相談員）とする。

第13条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

第14条（職員の服務規律）

- 1 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 2 入所者や、通所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第15条（職員の質の確保）

- 1 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第16条（職員の勤務条件）

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人八女発心会の当施設の就業規則による

第17条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

第18条（衛生管理）

- 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用にともする水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第19条（守秘義務）

- 1 当施設の職員（退職者含む）は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らさない。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業等必要な機関に対し、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得る。

第20条（虐待防止について）

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者：虐待対策委員会 委員長
- 2 成年後見制度の利用を支援します。
- 3 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 5 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 6 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- 7 サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第21条（その他運営に関する重要事項）

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 身体拘束について、当施設では原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者・家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。
また施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
- 3 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人発心会の幹事会において定めるものとする。

付則

- この運営規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 3年 12月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 4年 10月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

基本利用料金《ユニット型短期入所療養介護》 【超在宅強化型】

ご利用料金 (単位:円)

2024.8

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象	介護保険給付対象外			小計		合計	
		介護サービス費	食費	居住費		日額		月額 (個室の 多床室)	月額 (個室)
				(個室の 多床室)	(個室)	(個室の 多床室)	(個室)		
要介護1	第1段階	906	300	550	880	1,756	2,086	52,680	62,580
	第2段階		600	550	880	2,056	2,386	61,680	71,580
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,276	3,276	98,280	98,280
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,576	3,576	107,280	107,280
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,374	4,712	131,220	141,360
2割負担	第4段階	1,812	1,740	1,728	2,066	7,346	5,618	220,380	168,540
3割負担	第4段階	2,718	1,740	1,728	2,066	6,183	6,524	185,580	195,720
要介護2	第1段階	983	300	550	880	1,833	2,163	54,990	64,890
	第2段階		600	550	880	2,133	2,463	63,990	73,890
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,353	3,353	100,590	100,590
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,653	3,653	109,590	109,590
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,451	4,789	133,530	143,670
2割負担	第4段階	1,966	1,740	1,728	2,066	5,434	5,772	163,020	173,160
3割負担	第4段階	2,949	1,740	1,728	2,066	6,417	6,755	192,510	202,650
要介護3	第1段階	1,048	300	550	880	1,898	2,228	56,940	66,840
	第2段階		600	550	880	2,198	2,528	65,940	75,840
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,418	3,418	102,540	102,540
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,718	3,718	111,540	111,540
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,516	4,854	135,480	145,620
2割負担	第4段階	2,096	1,740	1,728	2,066	5,564	5,902	166,920	177,060
3割負担	第4段階	3,144	1,740	1,728	2,066	6,612	6,950	198,360	208,500
要介護4	第1段階	1,106	300	550	880	1,956	2,286	58,680	68,580
	第2段階		600	550	880	2,256	2,586	67,680	77,580
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,476	3,476	104,280	104,280
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,776	3,776	113,280	113,280
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,574	4,912	137,220	147,360
2割負担	第4段階	2,212	1,740	1,728	2,066	5,680	6,018	170,400	180,540
3割負担	第4段階	3,318	1,740	1,728	2,066	6,783	7,124	203,580	213,720
要介護5	第1段階	1,165	300	550	880	2,015	2,345	60,450	70,350
	第2段階		600	550	880	2,315	2,645	69,450	79,350
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,535	3,535	106,050	106,050
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,835	3,835	115,050	115,050
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,633	4,971	138,990	149,130
2割負担	第4段階	2,330	1,740	1,728	2,066	5,798	6,136	173,940	184,080
3割負担	第4段階	3,485	1,740	1,728	2,066	6,963	7,301	208,890	219,030

注) 処遇改善加算においては、毎月の介護保険給付対象合計実績に7.5%加算率を乗じる

◎食事代内訳(負担段階:4段階)

朝食代【420円】	昼食代【630円】	おやつ代【60円】	夕食代【630円】
-----------	-----------	-----------	-----------

◎実費負担料金(介護保険給付対象外)について

実費負担料項目	単位	負担料	備考
施設内洗濯代行	1回	420円	
洗濯機使用代	1回	110円	

医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟

◎その他『ご利用料金』以外で加算されるもの

(単位：円)

2024.8

加算項目		利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 送迎加算	片道	184	368	552
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算	日額	24	48	72
<input type="checkbox"/> 個別リハ実施加算	日額	240	480	720
<input type="checkbox"/> 認知症ケア加算（予防はなし）	日額	76	152	228
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額	22	44	66
<input type="checkbox"/> 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	日額	51	102	153
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	回	50	100	150
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	日額	200	400	600
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	日額	120	240	360
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算（予防はなし）	日額	90	180	270
<input type="checkbox"/> 重度療養管理加算（予防はなし）	日額	120	240	360
<input type="checkbox"/> 療養食加算	1食	8	16	24
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日額	3	6	9
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	日額	4	8	12
<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理	日額	518	1,036	1,554
<input type="checkbox"/> 総合医学管理加算	日額	275	550	825
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	日額	27	54	81
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	日額	57	114	171
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月額	所定単位×7.5%		
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	月額	100	200	300

基本利用料金《ユニット型予防短期入所療養介護》 【超在宅強化型】

ご利用料金 (単位:円)

2024.8

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象	介護保険給付対象外			小計		合計	
		介護サービス費	食費	居住費 (個室的多床室) (個室)		日額 (個室的多床室) (個室)		月額 (個室的多床室)	月額 (個室)
要支援1	第1段階	680	300	550	880	1,530	1,860	45,900	55,800
	第2段階		600	550	880	1,830	2,160	54,900	64,800
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,050	3,050	91,500	91,500
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,350	3,350	100,500	100,500
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,148	4,486	124,440	134,580
2割負担	第4段階	1,360	1,740	1,728	2,066	4,828	5,166	144,840	154,980
3割負担	第4段階	2,040	1,740	1,728	2,066	5,508	5,846	165,240	175,380
要支援2	第1段階	846	300	550	880	1,696	2,026	50,880	60,780
	第2段階		600	550	880	1,996	2,326	59,880	69,780
	第3段階①		1,000	1,370	1,370	3,216	3,216	96,480	96,480
	第3段階②		1,300	1,370	1,370	3,516	3,516	105,480	105,480
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,314	4,652	129,420	139,560
2割負担	第4段階	1,692	1,740	1,728	2,066	5,160	5,498	154,800	164,940
3割負担	第4段階	2,533	1,740	1,728	2,066	6,006	6,344	180,180	190,320

注) 処遇改善加算においては、毎月の介護保険給付対象合計実績に7.5%加算率を乗じる

◎食事代内訳(負担段階:4段階)

朝食代【420円】	昼食代【630円】	おやつ代【60円】	夕食代【630円】
-----------	-----------	-----------	-----------

◎実費負担料金(介護保険給付対象外)について

実費負担料項目	単位	負担料	備考
施設内洗濯代行	1回	420円	
洗濯機使用代	1回	110円	

医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟

◎その他『ご利用料金』以外で加算されるもの

(単位：円)

2024.8

加算項目		利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 送迎加算	片道	184	368	552
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算	日額	24	48	72
<input type="checkbox"/> 個別リハ実施加算	日額	240	480	720
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I)	日額	22	44	66
<input type="checkbox"/> 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	日額	51	102	153
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	回	50	100	150
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	日額	200	400	600
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	日額	120	240	360
<input type="checkbox"/> 療養食加算	1食	8	16	24
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 (I)	日額	3	6	9
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 (II)	日額	4	8	12
<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理	日額	518	1,036	1,554
<input type="checkbox"/> 総合医学管理加算	日額	275	550	825
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算 (I)	日額	27	54	81
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算 (II)	日額	57	114	171
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 (I)	月額	所定単位×7.5%		
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算 (I)	月額	100	200	300

医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟

ユニット型介護老人保健施設重要事項説明書

1 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟概要

(1) 提供できるサービスの種類

ユニット型介護老人保健施設の施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟
所在地	福岡県八女郡広川町大字水原1498
法人名	医療法人八女発心会
代表者名	理事長 姫野 亜紀裕
電話番号	0943-32-0333
サービスの種類	ユニット型介護老人保健施設サービス
介護保健事業者番号	4053580090

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
医師	1人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
看護職員	5人以上	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、施設サービス計画等により看護、介護を行う
薬剤師	1人以上	利用者及び施設内における薬剤の管理を行う (姫野病院兼務)
介護職員	13人以上	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う
理学・作業療法士 又は言語聴覚士	1人以上	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う (介護老人保健施設・通所リハ・訪問リハ 共通)
歯科衛生士	1人以上	口腔疾患の予防・衛生指導の歯科予防処置 (姫野病院兼務) 歯科診療補助・歯科保健指導 (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
支援相談員	1人以上	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに入退所事務等、又、地域との連携を図る (介護老人保健施設 共通)
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う (介護老人保健施設 共通)
管理栄養士	1人以上	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事、栄養指導を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
調理師 (調理師補助員)	適当数	献立を基に、安全で安心な食事を提供する。 (介護老人保健施設・通所リハ・サ高住・通所介護 共通)
事務職員	適当数	庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)

(4) 施設の設備の概要

定 員		54名						
居室	ユニット型個室的多床室	39床	201-1.	201-2.	201-3.	202-1.	202-2.	202-3
			203-1.	203-2.	203-3.	205-1.	205-2.	205-3
			206-1.	206-2.	206-3.	207-1.	207-2.	207-3
			208-1.	208-2.	208-3.	210-1.	210-2.	210-3
			211-1.	211-2.	211-3			
			301-2.	301-3.	303-1.	303-2.	305-2.	305-3
			307-1.	307-2.	308-2.	308-3.	311-1.	311-2
	ユニット型個室	15床	301-1.	302-1.	302-2.	302-3.	303-3	
			305-1.	306-1.	306-2.	306-3.	307-3	
			308-1.	310-1.	310-2.	310-3.	311-3	

浴室	個浴
	特殊浴槽
診察室	1 室
食堂兼談話室	6 室
機能訓練室	2 室
洗濯室	2 室
汚物処理室	2 室

2 料金

①基本料金

施設利用料

- ・施設利用料

契約書別紙のとおり

契約書別紙

1 サービスの内容

居 室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
食 事	朝食 8:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～ 原則、各ユニットの食堂にておとりいただきます。
入 浴	利用日数に応じて入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴また清拭となる場合があります。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等。
機能訓練	機能訓練室にて機能回復訓練を行います。 また、施設での生活全般が生活機能訓練となります。
生活相談	常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	当施設では、診察室や療養室等にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
理美容サービス	当施設では、利用者の希望により理美容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。(1回あたり ¥1,800～)
レクリエーション	当施設では、季節に応じた利用者交流会等の行事を行います。

2 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、別に定める「緊急連絡先」に連絡します。

3 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0943-32-0333

担当職員 津福 和正 ・ 足達 夕紀 ・ 大石 千枝

(受付時間 月～日曜日 午前9時～午後5時)

4 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくこととなります。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ・利用者が病院または診療所に入院した場合。
 - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合。
- なお、このいずれかの場合は、30日間の予告期間において文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。
- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上のお世話をを行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ、有

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ①面会 時間は午前9時から午後7時までとします。
面会簿へ記入してください。
- ②外出・外泊 事前に届け出をしてください。
- ③飲酒・喫煙 飲酒は原則としてお断りいたします。
喫煙は指定の場所にてお願いします。
なお、施設内全館禁煙とさせていただきます。
- ④設備・備品の利用 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ⑤私物の持ち込み 品物によって制限させていただく場合があります。
- ⑥貴重品の持ち込み 原則としてお断りいたします。
- ⑦施設外での受診 外泊時に受診される場合は、事前にご連絡をください。
- ⑧宗教活動 お断りいたします。
- ⑨ペットの持ち込み お断りいたします
- ⑩飲食物の持ち込み 医師、看護師にご相談ください。

6 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

7 非常災害対策

- ① 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
(感染症・災害が発生した場合 等)
- ③ 非常災害設備の使用法の徹底 随時

8 ワクチンの接種（有料）

集団感染防止の為、冬場に入所されている利用者にインフルエンザワクチンの接種を行います。

9 口腔ケア

歯科医師や歯科衛生士より、介護職員が技術的助言や指導をうけ、利用者に対して計画的な口の中の清潔の援助を行っていきます。口腔ケアは、歯科口腔疾患の予防に始まり、誤嚥性肺炎の予防など、口から食べることの維持に欠かせないケアとなります。そのため、定期的な口腔健診を協力歯科医療機関で実施します。

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 津福 和正・足達 夕紀・大石 千枝（支援相談員）
北嶋 美智子（介護支援専門員）

電話：0943-32-0333

FAX：0943-32-1451

② その他

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

福岡県国民健康保険団体連合会

福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号

事務部介護保険課介護サービス相談窓口

電話：092-642-7859 FAX：092-642-7856

福岡県介護保険広域連合

福岡県柳川市三橋町正行431

柳川・大木・広川支部

柳川市役所三橋庁舎内

電話：0944-75-6301 FAX：0944-75-6340

八女市役所健康福祉部介護長寿課

福岡県八女市本町647番地

介護保険係介護サービス

電話：0943-23-1353 FAX：0943-30-1505

久留米市役所健康福祉部介護保険課・

福岡県久留米市城南町15番地3

介護サービス

電話：0942-30-9205 FAX：0942-36-6845

筑後市役所市民生活部高齢者支援課	福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地
介護保険担当	電話： 0942-53-4115 FAX： 0942-53-4119
小郡市役所介護保険課介護保険係	福岡県小郡市小郡 255 番地 1
	電話： 0942-72-2111 FAX： 0942-73-4466
みやま市役所保健福祉部介護支援課介護保険係	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
	電話： 0944-64-1555 FAX： 0944-64-1601

1 1 協力医療機関等

① 協力医療機関

姫野病院

住所：福岡県八女郡広川町大字新代 2316

電話： 0943-32-3611

② 協力歯科医院

いまやま歯科

住所： 福岡県八女郡広川町新代 1535-1

電話： 0943-32-7020

さくら歯科

住所： 福岡県久留米市東町 28-1

電話： 0942-39-7435

1 2 当法人の概要

① 名称・法人種別

医療法人八女発心会

② 代表者役職・氏名

理事長 姫 野 亜 紀 裕

③ 本部所在地

福岡県八女郡広川町大字新代 2316

④ 電話番号

電話： 0943-32-7111